

漂流・漂着ゴミ対策重点海岸クリーンアップ事業

近年、外国由来のものを含む漂着ゴミによる被害が深刻化。
(海岸機能の低下、生態系を含む環境・景観の悪化、漁業への被害)

特に、外国起因のゴミが恒常的に漂着する離島等、被害が甚大な地域では、地元地方公共団体による対応に限界。

「漂流・漂着ゴミ対策重点海岸
クリーンアップ事業」
(平成20年度第2次補正
予算額 3億円)
重点海岸につき、国が緊急的にク
リーンアップ事業を実施し、漂着ゴ
ミを一掃。

海洋の環境保全、優れた
自然の風景地の復元を通じ
て、魅力ある地方の再生。
環境保全・良好な景観の形
成を通じた観光産業等、地域
の活性化。

本事業のフロー

重点海岸の募集(都道府県より募集)

重点海岸の対象

外国由来のゴミが大量に集積している海岸
(複数の都道府県からのゴミが大量に集積している海岸(優先
度は劣る))

重点海岸の選定

(選定基準となる各要件の適合性を総合的に評価し、選定)

漂着ゴミの発生源

回収・処理の困難性

地域経済活性化の必要性と効果

関係者の協力の確保

事業実施後のフォローアップ体制の検討

クリーンアップ事業の実施

事業実施後のフォローアップ(都道府県)

(漂着ゴミの回収・処理に関する体制の確立、及び実施状況の報告)

本事業の重点海岸と併せて、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」のモデル地域としての応募も可能。その場合、モデル調査を本事業後のフォローアップの一環として評価。